

様式第1-6（日本工業規格A列4番）

番 号  
平成24年1月31日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 京都市  
住 所 京都市中京区寺町御池上る  
上本能寺町488番地  
代表者氏名 京都市長 門川大作 印

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

# 生活交通ネットワーク計画【地域内フィーダー系統確保維持事業】(案)

平成 24 年 1 月 31 日

(名 称) 京都市

(代表者名) 京都市長 門川 大作 印

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

### 1) 地域内フィーダー系統確保維持事業の名称

雲ヶ畑地域における生活交通運行事業

### 2) 目的・必要性

- ・ 京都バスの 37 号系統（雲ヶ畑岩屋橋～出町柳駅前）は、路線維持の厳しい状況が続いており、今後の収支改善の見込めないことから、平成 24 年 4 月 1 日に路線を撤退することとなった。しかし、当該路線は雲ヶ畑地域の唯一の公共交通機関であり、撤退によって、自家用車を持たない方の市民生活に影響が出るほか、他地域からの登山客やボランティア等の来訪手段がなくなることによる地域の活力低下が懸念されるところである。
- ・ 上記の観点から、地域に必要な交通は地域で守るとの観点のもと、地域住民の皆様が主体となって必要な公共交通を維持していくこととし、本事業において生活交通の確保を図ろうとするものである。

## 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

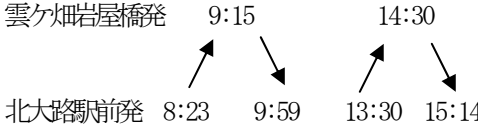
### 1) 事業の目標

利用者数 現金利用者一日平均 8 人以上

### 2) 事業の効果

- ① 高齢者の通院、買物などの移動手段の確保
- ② 雲ヶ畑地域以外からこの地域に来られる方の移動手段の確保
- ③ 誰もが自由に乘れる交通機関の実現

**3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者**

運行区間	北大路駅前～雲ヶ畑岩屋橋間									
営業路線キロ	14.5km									
バス停数	13箇所（別紙1参照） （雲ヶ畑地域内9箇所と高橋，上堀川，北大路堀川，北大路駅前の4箇所）									
運行回数	<p>【1日2往復】</p>  <p>※運行ダイヤは、今後、地元と協議のうえ、決定する。</p>									
運行車両	ジャンボタクシー(9名乗)									
運賃	<p>区間制運賃 大人普通運賃は以下のとおり</p> <table border="1" data-bbox="598 1120 1109 1243"> <tr> <td>雲ヶ畑岩屋橋</td> <td>300円(150円)</td> <td>500円(250円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高 橋</td> <td>300円(150円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>北大路駅前</td> </tr> </table> <p>※（ ）は小学生の料金運賃</p>	雲ヶ畑岩屋橋	300円(150円)	500円(250円)		高 橋	300円(150円)			北大路駅前
雲ヶ畑岩屋橋	300円(150円)	500円(250円)								
	高 橋	300円(150円)								
		北大路駅前								
敬老乗車証	利用可能									

運送予定者等については表1の通り

**4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額**

表2の通り

**5. 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要**

地域内フィーダー系統確保維持計画のため記載なし

**6. 別表4の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧**

該当なし

7. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

表5の通り

8. 車両の取得に係る目的・必要性

車両の取得を行わないため該当なし

9. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

車両の取得を行わないため該当なし

10. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者

車両の取得を行わないため該当なし

11. 協議会の開催状況と主な議論

平成24年1月31日 協議会を開催し、地域内フィーダー計画を承認済

12. 利用者等の意見の反映状況

当該運行地域内の自治組織である雲ヶ畑自治振興会において、本運行計画について事前に協議を行い、了承を得ている。

### 13. 協議会メンバーの構成

#### 雲ヶ畑地域における公共交通のあり方検討会議

関係する都道府県又は市区町村	京都市都市計画局歩くまち京都推進室長 京都市文化市民局地域づくり推進課長 京都市産業観光局産業政策課長 京都市保健福祉局長寿福祉課担当課長 京都市教育委員会調査課担当課長 京都市北区役所区民部長 京都市北区役所まちづくり推進課長
関係する交通事業者	京都バス株式会社運輸部部长 京都市交通局自動車部運輸課担当課長 彌榮自動車株式会社
地方運輸局	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官
道路管理者	京都市建設局土木管理部道路河川管理課長
京都府警察	京都府北警察署交通課長
京都市域交通圏の一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	彌榮自動車株式会社労働組合
沿線住民又は旅客	雲ヶ畑自治振興会会長 雲ヶ畑自治振興会副会長
学識経験者その他地域の生活交通の実状、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議会が必要と認める者	大阪産業大学教授 京都市文化市民局地域づくり推進課まちづくりアドバイザー

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 【平成24年度】

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額（千円）	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
京都市	彌榮自動車株式会社	雲ヶ畑線	地域内フィーダー	589.5千円	②(2)	地下鉄「北大路駅」に近接地域交通ネットワークのフィーダー系統	②
合 計				589.5千円			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 【平成25年度】

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内フィー ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準Iで該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準IIで該 当する要件
京都市	彌榮自動車株式会社	雲ヶ畑線	地域内 フィーダー	1,182.5千円	②(2)	地下鉄「北大路駅」に近接 地域交通ネットワークのフ ィーダー系統	②
合 計				1,182.5千円			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者 【平成26年度】

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内フィー ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準Iで該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準IIで該 当する要件
京都市	彌榮自動車株式会社	雲ヶ畑線	地域内 フィーダー	1,182.5千円	②(2)	地下鉄「北大路駅」に近接 地域交通ネットワークのフ ィーダー系統	②
合 計				1,182.5千円			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。



表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)【平成24年度】

事業者名	彌榮自動車株式会社
------	-----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km				経常収支率	%

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 ロ÷ハ=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
京阪神	248円 49銭	442円 58銭	248円 49銭	円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	系統キロ程 チ		補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程 ヌ		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区 町村外乗り入れ部分以外の キロ程の比率 (チ-(リ+ヌ)÷チ=ル)	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な 経由地	終点			往	復	往	復	往	復		
京阪神	1	雲ヶ畑 線	北大路 駅前	雲ヶ畑 岩屋橋	182 日	728 回	往 14.5km	(平均)	往 0 Km	(平均)	往 0 Km	(平均)		100 %	10,556.0 km
					復 14.5km	14.5km	復 0 Km	0 Km	復 0 Km	0 Km					
					日	回	往 . Km		往 . Km		往 . Km			%	. km
					復 . Km	. Km	復 . Km	. Km	復 . Km	. Km					
						往 . Km		往 . Km		往 . Km			%	. km	
						復 . Km	. Km	復 . Km	. Km	復 . Km	. Km		%	. km	
合計	系統					往 . Km		往 . Km		往 . Km			%	. km	
						復 . Km	. Km	復 . Km	. Km	復 . Km	. Km		%	. km	

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (前々年度の 実績額)	補助対象 系統の経常 収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	補助対象経費 の限度額	ヨ又はタのうち いずれか少ない ほうの額	レのうち補助ブロ ック外乗入部分及 び同一補助ブロッ ク市区町村外乗入 部分以外に係るも の	補助対象経 費	補助対象経 費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナの うちいずれか 少ないほうの 額)
		ヘ×ヲ以下の 額：ワ	ト	ト×ヲ以上 の額：カ	ワ-カ=ヨ	ワ×9/20=タ	レ	レ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
京阪神	1	2,620,800 円	0 円 0 銭	733,300 円	1,887,500 円	1,179,360 円	1,179,360 円	1,179,360 円	1,179 千円	589.5 千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	円	千円	千円		
合計		2,620,800 円	0 円 0 銭	733,300 円	1,887,500 円	1,179,360 円	1,179,360 円	1,179,360 円	1,179 千円	589.5 千円	千円	589.5 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合										
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要		
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
京阪神	1	1,887,500 円												
		円												
		円												
		円												
合計		1,887,500 円	1,298,000 円	0 円	0 %	1,298,000 円	100.0%	円	%	円	%			

(1)記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、（ノ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2)添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)【平成25年度】

事業者名	彌榮自動車株式会社
------	-----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円	
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円	
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	km					経常収支率	%

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 ロ÷ハ=ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
京阪神	248円 49銭	442円 58銭	248円 49銭	円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行 回数	系統キロ程 チ	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程 ヌ		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区 町村外乗り入れ部分以外の キロ程の比率 (チ-(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ	
			起点	主な 経由地	終点			往	復	往	復			
京阪神	1	雲ヶ畑線	北大路駅前	雲ヶ畑岩屋橋	365日	1460回	往 14.5km	(平均) 復 14.5km	往 0 Km	(平均) 復 0 Km	往 0 Km	(平均) 復 0 Km	100%	21,170.0 km
							往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km		
							往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km	%	. km
							往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km	%	. km
合計	系統						往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km	往 . Km	復 . Km		. km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額：ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(前々年度の実績額) ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額：カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	補助対象経費の限度額 ワ×9/20=タ	ヨ又はタのうちいずれか少ないほうの額 レ	レのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの レ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額(ネ又はソのうちいずれか少ないほうの額) ラ
京阪神	1	5,256,000円	0円0銭	1,481,000円	3,775,000円	2,365,200円	2,365,200円	2,365,200円	2,365千円	1,182.5千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	円	千円	千円		
合計		5,256,000円	0円0銭	1,481,000円	3,775,000円	2,365,200円	2,365,200円	2,365,200円	2,365千円	1,182.5千円	千円	1,182.5千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカーム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラウ	ウの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
京阪神	1	3,775,000 円											
		円											
		円											
		円											
合計		3,775,000 円	2,592,000 円	0 円	0 %	2,592,000 円	100.0%	円	%	円	%		

(1)記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2）の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の記分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、（ソ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2)添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)【平成26年度】

事業者名	彌榮自動車株式会社
------	-----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業・自家用有償旅客運送						
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円	
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円	
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	km					経常収支率	%

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 ロ÷ハ=ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
京阪神	248円 49銭	442円 58銭	248円 49銭	円 銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行 回数	系統キロ程 チ	補助ブロック外 乗入部分のキロ程 リ		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程 ヌ		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区 町村外乗り入れ部分以外の キロ程の比率 (チ-(リ+ヌ))÷チ=ル	計画実車走行キロ ヲ	
			起点	主な 経由地	終点			往	復	往	復			
京阪神	1	雲ヶ畑線	北大路駅前	雲ヶ畑岩屋橋	365日	1460回	往 14.5km	(平均)	往 0 Km	(平均)	往 0 Km	(平均)	100%	21,170.0 km
							復 14.5km	14.5km	復 0 Km	0 Km	復 0 Km	0 Km		
							往 . Km		往 . Km		往 . Km		%	. km
							復 . Km	. Km	復 . Km	. Km	復 . Km	. Km	%	. km
							往 . Km		往 . Km		往 . Km		%	. km
							復 . Km	. Km	復 . Km	. Km	復 . Km	. Km	%	. km
合計	系統						往 . Km		往 . Km		往 . Km		%	. km
							復 . Km	. Km	復 . Km	. Km	復 . Km	. Km	%	. km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ヲ以下の額：ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益(前々年度の実績額) ト	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額：カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	補助対象経費の限度額 ワ×9/20=タ	ヨ又はタのうち いずれか少ない ほうの額 レ	レのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの レ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうち いずれか少ないほうの 額) ラ
京阪神	1	5,256,000円	0円0銭	1,481,000円	3,775,000円	2,365,200円	2,365,200円	2,365,200円	2,365千円	1,182.5千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	円	円	千円	千円	
		円	円 銭	円	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	円	千円	千円		
合計		5,256,000円	0円0銭	1,481,000円	3,775,000円	2,365,200円	2,365,200円	2,365,200円	2,365千円	1,182.5千円	千円	1,182.5千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラーカ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
京阪神	1	3,775,000 円											
		円											
		円											
		円											
合計		3,775,000 円	2,592,000 円	0 円	0 %	2,592,000 円	100.0%	円	%	円	%		

(1)記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者については別表2）の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（ル）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、（ノ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2)添付書類

- 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【平成24年度】

市町村名	京都市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が(3.)に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【平成25年度】

市町村名	京都市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が(3.)に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図



表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【平成26年度】

市町村名	京都市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が(3.)に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

雲ヶ畑地域生活交通 路線図(北大路駅前～雲ヶ畑岩屋橋)

